



## 無人航空機（ドローン）免許及び飛行条件について

### 1. 免許について

マスコミ等で報道される無人航空機免許は国土交通省管轄で [1]人の往来が多い場所等で飛行撮影する会社等 [2]自立飛行で配送する新規無人航空機サービスを促進する 目的で主に企業やその従業員（操縦者）に与えられる免許です。それ以外の飛行は[ア]航空法、[イ]「機体登録」をしていれば飛行できます。

### 2. 飛行条件（航空法及び機体登録）

#### [ア]航空法

航空法第 132 条で規定する無人航空機の飛行禁止 **空域外** で地上から 150m 未満の高度  
国土交通省 地理院地図 <http://maps.gsi.go.jp/> **色が着ついて無い区域**

#### [イ]100g 以上機体の「機体登録」

機体重量 100g 以上の無人航空機は国土交通省「ドローン情報基盤システム」に登録し、発行された登録記号を機体に貼り付けなければならない。（2022年6月20日義務化）

### 3. 安全配慮について

無人航空機は2010年以降、スマートフォン同様、小型デバイスが進化、世界的需要により高性能化共に急速に普及しました。それに伴い安全面も向上しましたが法整備が追いついていない現状があります。 保険はありますが、補償条件は安定しておりません。

Pico-Factory では、一般社団法人日本ラジコン電波安全協会の保険（最大1億円）のみ加入しております。こちらはホビー（趣味）用の為、飛行撮影は趣味で行い、空撮映像の提供、動画編集料として料金を設定しております。万が一の事故が発生した場合を考慮し、個人で対応できる範囲内のご依頼に限り、お引き受けしております。